（一年間の授業期間）

第十二条　一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第十三条　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（授業を行う学生数）

第十四条　専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

［条を削る。］

第十七条　［略］

（単位の授与）

第十八条　専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の専門職短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

第十九条・第二十条　［略］

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十三条　専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、第二十一条第二項の場合について準用する。

3・4　［略］

5　前四項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位（第二十条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位（第二十七条の専門職短期大学にあっては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第二十一条第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては五十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあっては、四十五単位）を超えないものとする。

（科目等履修生等）

第二十五条　［略］

2　［略］

3　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十八条の規定を準用する。

（一年間の授業期間）

第十二条　一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第十三条　各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（授業を行う学生数）

第十四条　専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第十七条　専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第十八条　［同上］

（単位の授与）

第十九条　専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十一条第三項の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第二十条・第二十条の二　［同上］

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十三条　専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

［項を加える。］

2・3　［同上］

4　前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位（第二十条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十一条第一項及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位（第二十七条の専門職短期大学にあっては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第二十一条第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては五十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあっては、四十五単位）を超えないものとする。

（科目等履修生等）

第二十五条　［同上］

2　［同上］

3　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。